

令和 6 年 第 2 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 1 号
至 陳情第 2 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1	「ちょこりんスポット」 の復活を求める陳情						3
2	市民を分断させる「けや き並木を守り育てる制 度」(条例案) の見直しを 求める陳情						4

陳 情 番 号	1	受理年月日	令和6年5月27日
陳情人住所氏名	府中市寿町1-2-6 新日本婦人の会府中支部 支部長 片 良 ふみえ		
件 名	「ちょこりんスポット」の復活を求める陳情		
〔陳情趣旨〕 東京オリンピックに備え、地下駐輪場が整備され「ちょこりんスポット」が廃止され4年以上がたちます。市内を自転車で移動する者にとって、「ちょこりんスポット」は大変便利で、かつ並木の景観も損なわないものであったと感じています。駐輪場は増え便利になったように見えますが、子どもを乗せるいわゆる「ママチャリ」や高齢者の利用する「三輪自転車」、「電動アシスト車」などは大変苦勞しています。 平場で二段式でない駐輪場は少なく、上下二段式になっている駐輪場では下の段から埋まり、空いているのは上段ばかりです。また地下駐輪場は、スロープの傾斜が陰しく上り下りに車体の大型化・重量化で困難が生じています。高齢者には危険でもあります。 「府中はちょこりんスポットがあったから買物に行きやすかったが、今は府中駅近くには買物に行かない」、「遠いけれど平場の駐輪場の多いスーパーマーケットまで行かざるを得ない」という声を今でもよく聞きます。 「郵便局で切手を買うだけなのに駐輪場の空き待ちで並んでいる」とほんの短時間でもとめられない苦情もあります。 一方、夜半になると駅北側は多くの自転車が無秩序に並ぶことも目にします。「ちょこりんスポット」があったときとは違います。 「ちょこりんスポット」があったときのほうが高齢者や幼い子どもを育てながら忙しく暮らす世代に優しく整った「駅前」であったと感じます。 そこで以下の項目を陳情いたします。 1 けやき並木甲州街道北側の「ちょこりんスポット」を復活すること。			
付託する委員会			

陳 情 番 号	2	受理年月日	令和6年5月27日
陳情人住所氏名	府中市多磨町2-5-67 けやき並木の自由を守る会 代表 布 川 眞 署名338人		
件 名	市民を分断させる「けやき並木を守り育てる制度」(条例案)の見直しを求める陳情		
〔陳情趣旨〕 先般、府中市は「けやき並木を育てる制度」(案)について、パブリック・コメントを実施しました。その趣旨では「馬場大門ケヤキ並木」が天然記念物指定100周年を迎え、これを契機に良好な環境を次世代に引き継いでいくこととして、基本理念、市・市民の責務、利用の増進・意識の啓発がうたわれています。同時に、けやき並木でのマナーの低下等を理由に、禁止行為5項目とそれに対する指導・勧告が挙げられていますが、それらは自由な空間であるべきけやき並木にふさわしいものではなく、強い懸念を持っています。 そもそもマナーの問題は、規制の強化などではなく教育や啓発活動に委ねるべきと考えます。また禁止行為として「粗野・乱暴な言動、威勢を示すこと」、「独占して長時間にわたり使用することで、不安・嫌悪を覚えさせ、畏怖させ、困惑させること」などとなっていますが、それらの感じ方には個人差があり、判断によっては拡大解釈や恣意的運用につながり、結果として表現の自由や市民活動の妨げになりかねません。さらに市民の間に分断を生じさせる危険性があります。 けやき並木の保全は大事なことでありますが、同時にけやき並木が誰にとっても自由なスペースであることが求められます。予定では6月議会で条例案の提案、審議とのことになっていますが、けやき並木から一部の人を排除・分断するおそれのある条例案については見直すべきと考え、以下陳情します。 〔陳情項目〕 「けやき並木を守り育てる制度」(条例案)から「禁止行為」と「指導及び勧告」を削除すること。			
付託する委員会			